

消防団は消火活動だけでなく、災害時等における水防活動や避難誘導、救助救出活動などがあり、さらに、防火・防犯の巡回広報など多岐に渡ります。左図のとおり関係団体と連携して、地域に密着した活動をしており、「共助」の一役を担っています。団員のサラリーマン化による確保が困難な状況が続いていますが、地域防災の要、また地域における防火コミュニケーションの活性化に大きな役割を果たしています。

■身分処遇

消防団員は、非常勤特別職の地方公務員の身分を有し、年額報酬等が支給されます。また、活動中に怪我等をされた場合、公務災害補償を受けることができます。

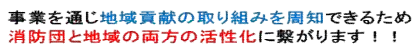
■入団方法

地元分団から入団のお声掛けをしています。自薦による加入は、地元分団が市役所総務課危機管理担当までご連絡ください。

危機管理担当 ☎ 22-1111（内線399）



藤崎市消防団サポート店を募集しています！！



消防団サポーター事業は、消防団員やその家族に対し、「料金の割引」・「ポイントの贈呈」などの優遇措置をサポーター店からご提供いただきます。消防団員の確保につなげていく取組みです。

現在、77店舗（県のサポーター事業所を含む）にご登録いただいておりますが、団員から好評を得ていることから、さらなる拡大を目指しています。市内店舗の皆様の消防団活動への支援について、ご理解ご協力をお願いします。

■事業の目的

商工会会員の皆様を中心に「サポーター店」としての登録をお願いし、市の広報や、ホームページ等で本事業のPRを行う事で、事業所の地域貢献を促進すると同時に、“地域を守る消防団”の認知度向上を図ります。

■申込み方法

「荏崎市消防団員サポーター店登録申請書」に必要事項を記入し、お申し込みください。

申請書は商工会、市総務課窓口及び市ホームページから取得できます。

「消防団サポート事業」

s o u m u @ c i t y . n i r a s a k i . l g : j p

s o u m u @ c i t y . n i r a s a k i . l g : j p



■申込み方法
「荏崎市消防団協力事業所表示申請書」に記入・押印していただき総務課危機管理担当へ提出してください。なお、申請用紙は総務課窓口・市ホームペー
シ（QRコード読み取り）から取得でき
ます。



消防団協力事業所表示証

消防団活動協力事業所とは、消防団活動に積極的に協力している事業所や、団体で表示証の交付を受けた事業所です。これにより、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的としています。現在、6社が登録しています。

■認定基準（次のいずれかに該当）

- ① 従業員が数名入団している事業所等
- ② 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- ③ 災害時等に資機材を消防団へ提供など消防団活動に協力している事業所等
- ④ その他地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

消防団活動協力事業所

を募集!!